

入札説明書

この入札説明書は、令和5年8月1日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 羅臼町長 湊屋 稔

2 入札に付する事項

- (1) 工事番号 建築第10号
- (2) 工事名称 羅臼町図書館移転改修工事
- (3) 工事場所 北海道目梨郡羅臼町本町
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日（閏序日を除く）から令和6年3月20日まで
- (5) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設工事共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設工事共同企業体の要件は(2)とする。

(1) 単体企業の要件

- ア 発注工事に対応する令和5年羅臼町告示第29号に規定する「建築工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、羅臼町の競争入札参加資格関係事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- エ 羅臼町における建築工事の競争入札参加資格がA等級に格付けされていること。
ただし、羅臼町内に主たる営業所を有する者は、B等級の者も可能とする。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の羅臼町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- キ 鋼管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ク 過去20年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りでない。
なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

- コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- サ 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、サ及びシにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設工事共同企業体の要件

- ア 共同企業体は、(1)のコの要件を満たしていること。
- イ 2社又は3社であること。
- ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
- エ 構成員は、(1)のアからウまで、オからケまで、サ及びシの要件を満たしていること。ただし、構成員の数が3社の場合の(1)のクの要件は、2社以上が満たすこととする。なお、(1)のキの主たる営業所については、構成員の1社が要件を満たせば他の構成員は、鉤根管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有することとする。
- オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- カ 構成員の組合せは、羅臼町における建築工事の競争入札参加資格の格付がA等級に格付されている者同士の組合せであること。
ただし、羅臼町内に主たる営業所を有する者は、B等級の者も可能とする。
- キ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
- ク 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同

組合等の構成員として参加する者でないこと。

4 入札参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し）

ウ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

エ 配置予定技術者調書

オ その他町長が必要と認めた書類

(2) 提出期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月8日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町 建設水道課

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和5年8月14日（月）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和5年8月18日（木）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町 建設水道課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町 建設水道課

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町役場 1階会議室

(2) 入札日時

令和5年8月29日(火) 14時00分

(3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 送付による入札

認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、羅臼町財務会計規則(昭和40年規則第1号。以下「財務会計規則」という。)第53条の2の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務会計規則第67条の2の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、羅臼町議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、羅臼町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

14 予定価格等

公表しない

15 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和5年8月1日(火)から令和5年8月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町役場 建設水道課

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和5年8月1日(火)から令和5年8月23日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番83

羅臼町 建設水道課

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和5年8月1日(火)から令和5年8月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町役場 建設水道課

16 支払条件

- (1) 前払金

請負代金額の10分の4に相当する額の範囲内で請負代金の前金払を請求することができる。

- (2) 中間前金払

請負代金額の10分の2に相当する額の範囲内で請負代金の中間前金払を請求することができる。

- (3) 部分払

1回とする。

17 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

- (2) 開札の時(落札者の決定前まで)において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務会計規則第55条の2各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

- (4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てては金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がい

るときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(6) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、羅臼町役場建設水道課（電話番号 0153-87-2163）に照会すること。

【入札説明書別記説明】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3 の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た建築工事業です。

3 の(1)のク

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、延床面積200m²以上の集会場等の改築又は新築・改修工事です。

3 の(1)のケ

(ア) 国家資格を有する主任技術者とは、1級又は2級建築施工管理技士又は1級又は2級建築士の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建築業法第15条第2号のハの規定に該当するものです。

(イ) 監理技術者は、(ア) の要件を満たし、本工事に対応する建築業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

3 の(1)のサ

本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社遠藤建築アトリエです。